

平成30年度第2回

練馬区放課後子ども総合プラン運営委員会

会議録

平成30年12月17日

平成30年度 第2回練馬区放課後子ども総合プラン運営委員会

平成30年12月17日

【座 長】 定刻となりましたので、ただいまから平成30年度第2回練馬区放課後子ども総合プラン運営委員会を開催いたします。

はじめに、事務局から委員の出席状況および配付資料等について、報告をお願いいたします。

【事務局】 はじめに、委員の出席状況について報告いたします。本日は委員全員が出席でございます。

続きまして、配付資料について確認をさせていただきます。資料は事前にお送りをしているところでございます。不足があれば、事務局にお申し付けください。

【座 長】 引き続き、事務局から本日の会議の進め方および会議の公開について説明をお願いいたします。

【会議の進め方および会議の公開について説明】

【座 長】 それでは、早速議事に入らせていただきます。

まず、次第1の議事、(1)と(2)について、事務局から続けて説明をお願いします。また、委員の皆様からのご質問は、事務局からの説明の後にお願いしたいと思います。

【資料1、2について説明】

【座 長】 ただ今、資料1、2についてご説明いただきました。委員の皆様から、ご意見・ご質問はございますか。

【委 員】 まず、先月、11月19日の内閣府の有識者会議において、学童クラブの職員基準を従うべき基準から参酌すべき基準に変更するという方針が示されたと思います。練馬区でも、これに合わせて現時点では条例を改正する考えはないと区議会で答弁されたようですが、この点について改めて、ご説明願いたいと思います。

【事務局】 学童クラブはおおむね児童40名を1つの単位とし、それに対し職員を2名つけるようにと定められています。その2名のうち1名は放課後児童支援員という専門の有資格者でなければいけないということを基準の中で示しています。今回、厚生労働省は有資格者でなければならないというところを、自治体の判断によって、必ずしも資格者でなくてもいいということを示してきています。

地方では、有資格者の確保が困難であり、放課後児童支援員が基準どおりにそろえられず、学童クラブの運営が立ちゆかなくなるようなことが実際に起きていることから、その基準を緩和しようという形になったところ

です。  
練馬区においては、どう対応するのかということが議会における質問の趣旨でございましたが、これまでどおり45名に対して有資格者を2名配置し、今後においても当面、基準を緩和するようなことはないという答弁をさせていただいたというものです。

**【委員】**           ありがとうございます。練馬区では現行の職員基準を堅持するという解釈をさせていただいたということで了解しました。できれば、現行の職員基準を堅持して、むしろ水準を引き上げるように保護者の立場からは要望しておきたいと思っています。

続いて、田柄小ねりっこクラブについてです。現在、ライクアカデミー株式会社という事業者が運営していますが、そこを株式会社アンジェリカに変更するとしています。この点、何か問題があつての交代なのかと思つたのですが、いかがでしょうか。

**【事務局】**           田柄小ねりっこクラブにつきましては、委員からありましたように、来年度からは株式会社アンジェリカが運営する予定ですが、現在委託しているライクアカデミー株式会社に問題があつた訳ではございません。

株式会社アンジェリカは、田柄地域において保育園を運営しているほか、区内で民間学童クラブも実施しております。現行のライクアカデミー株式会社ももちろん良い業者でしたが、今回、ねりっこクラブに多くの事業者が手を挙げられた中で、株式会社アンジェリカがより高い評価を得て、委託予定事業者に決まりました。

**【委員】**           委託から委託の交代にしても、直営から委託の交代にしても、今まで積み重ねてきたことで安定してきた運営がゼロにリセットされるということになるかと思ひます。子どもたちの目線からすれば、安定した運営の中で信頼関係を築いていくことが保育の基本となるため、個人的には、こうした環境の変化はあまり好ましくないと考えています。プレゼンの点数が高い、そのことだけをもって、すぐに事業者交代となるのはいかがなものかなと思ひています。今後、そういったところも配慮していただければと思ひます。

続いて、資料2についてです。学童クラブの委託をどんどん進めている練馬区ですが、平成29年度に引き継ぎを行った委託クラブの所長が早期に退職したことや、直近12年間で7名の委託クラブの所長が就任3年未満で退職したということを知ることがあります。直営クラブではこうしたことはあまり起きないと思うのですが、どうしてこういったことが起こるのかお伺ひします。

**【事務局】**           学童クラブの委託事業者を選定する際には、実地で施設を見学するほか、各事業者のプレゼンテーションにおいては、実際に所長予定者の方に来て

いただき、私どもと面談をしたうえで、選定しています。短い期間で所長や常勤の職員が変わるというのは、安定的な保育を進める上で好ましい話ではないことですので、一定期間しっかり務めていただきたいと強くお願いしているところです。

しかし、実際、所長や常勤職員にも家庭の事情や、やむを得ない事情もあるかと思っております。そのような例外的なことがなければ、安易な異動や、短い期間での退職ということはないようお願いしており、事業者もそれをしっかりと押さえた上で、運営をしています。

**【委員】** 私はそれだけではなく、例えば、委託学童クラブの委託費や職員の給料が低いことが大きな要因ではないのかなと考えています。直営の学童クラブから委託の学童クラブにして、財政効果は大体どれぐらいになるのかと考えています。先日の議会で、保育園の委託に関する財政効果について話がありましたが、学童クラブにおいてもその数字を確認させていただきたいと思います。

また、直営の学童クラブの人件費と委託の学童クラブの人件費もできれば教えていただきたい。正直に言うと、保護者にとって財政効果というのは非常に嫌な言葉なんです。財政効果が出るぐらいなら、子どもたちのためにより経費をかけてほしいと思いますし、直営の学童クラブにしても委託の学童クラブにしても、支援員がやることは一緒なはずですから、委託学童クラブの人件費も直営学童クラブの人件費並みにしていただけることが安定した保育や運営につながると思っています。

**【事務局】** 今、わかる範囲でお答えします。まず、直営の学童クラブと委託の学童クラブは、どちらも年間にかかる経費にそれほど変わりはありません。年間の運営費は、大体2,400万から2,500万円です。国や都からの補助金が、直営学童クラブだと年間約400万円弱、委託学童クラブでは約800万円出ているため、その分の差額が財政効果という形になります。ですので、委託の職員の給料が直営と比べて、著しく低い金額だということもありません。また、事業者が職員に幾ら給料を払うのかということは、私どもも最低賃金や労働基準法の観点でしっかりとチェックしています。直営の学童クラブの人件費と委託の学童クラブの人件費については、後日ご報告させていただきます。

**【委員】** 今のお話の中で、直営の学童クラブと委託の学童クラブの補助金の差額が400万ありますが、その差額は実際にどのように使われるのでしょうか。

**【事務局】** 区の歳入として入ってくるものですので、区の全体的な予算の配分の中で利用されますが、主に待機児童対策など、子どもに関連するような支出に利用されることが多いです。

**【座長】** ありがとうございます。続いて、議事（3）について、説明をお願いいたします。

#### 【資料3について説明】

【座 長】 ありがとうございます。民間学童保育を運営しておられます委員、いかがでしょうか。

【委 員】 この地図を見ると、意外と駅の近くにつくられているなど感じました。民間学童クラブをまだ募集していくよりも、もっと委託を増やせばいいのではないかと思ったりもしています。実際、民間学童クラブは補助金事業として必要性があるのかというところをお尋ねしたいと思います。

【事務局】 民間学童保育の必要性ということですが、民間学童保育というのは区立の学童クラブではなく、いわゆる民設民営になります。区としては、基本的に区立学童クラブは増やさないというスタンスであります。ご案内のとおり、おおむね10年以内に、ねりっこクラブを全65の小学校に整備するというので、毎年5校から6校ぐらいのペースで増やしているところです。ねりっこクラブに移行する際は、定員の拡大を図っておりますので、予定どおり全校に整備されれば、待機児童はおおむね解消されるだろうと区では想定しているため、区立の学童は増やさないということです。

しかし、現に練馬区は300人を超える待機児童が発生しており、今、生じている待機児童対策もしっかり対応していかなければならないということがあります。最終的にはねりっこクラブを全校で実施する予定ですが、直近でねりっこクラブになるということが予定されていない地域で、待機児童の多い地域については、民間学童保育を整備して、待機児童の抑制に取り組んでいるところです。

また、民間学童保育特有のものとして、区立の学童クラブは夜7時までの延長ですが、民間学童保育については、夜8時まで開設するところもございます。また、いわゆる中抜けと申しまして、一旦学童保育に来て、それから塾や習い事に行き、また学童に帰ってきて、保護者が仕事から帰ってくるまでいることができる、区立学童クラブにはないサービスにも対応しているというところがございます。

今後どれぐらい整備するのかということについては、ねりっこクラブの状況や学童クラブへの入会希望者推移を見て、適宜判断していきます。

【委 員】 区立の学童クラブですと、入会基準というのがとても厳しいですね。赤とんぼでは、区立の学童クラブに入れなかった方々を受け皿のような形で受け入れています。そういった方が非常に多くなっています。ですから、そういった方への対策と申しますか、みんな民間の学童クラブに流すのではなくて、区立の学童クラブでも受け入れられるようにしてほしいなと思います。

民間の学童クラブは今までの流れですと、区立の学童クラブに入れなかった方々の受け皿という形でしかないものですから、そのような区別はなるべくなくしてほしいなと思います。民間に入れるか区立に入れるかというのは、保護者の選択肢としてあってほしいと思います。

【事務局】 受け皿を増やすという点では、民間学童保育も受け皿にはなっていた

いていますが、区立の学童クラブにおいても、ねりっこクラブの拡大による定員の増ですとか、既存の学童クラブで、もう少し受け入れられそうなところは、定員を増やしています。近年では、例年このような取り組みをしており、今年1年間だけで200名を超える定員を増やしています。

また、児童館では、待機児童を対象に、下校後、そのまま児童館に来て、親御さんが帰ってくるまで児童館で過ごすことができる「ランドセル来館」という事業も取り組んでおりますので、様々な方法を用いて待機児童対策をしっかりと進めています。

【座長】 それでは、次に進めてまいりたいと思います。続きまして、議事、(4)と(5)について、事務局から説明をお願いします。

#### 【資料4、5について説明】

【座長】 ありがとうございます。学校応援団の関係である委員、いかがでしょうか。

【委員】 今年度も、ねりまチャージということでいろいろ講演を企画していただきました。参加してみると勉強になることもありますし、これを続けていただきたいなと私としては思っています。

情報交換会についてですが、今回、私は第1回の「ねりっこクラブについて」というテーマで参加させていただきました。ねりっこクラブになる前の学校と、ねりっこクラブになった学校の情報交換はすごく有意義だったと思います。まだねりっこクラブになっていない学校については、すごく不安だと思うので、そのあたりは行政のほうでもっとかみ砕いて進めていただくと、双方の問題、不安点を解消でき、スムーズに移行できるのかなと思っています。児童館からの情報提供はとてもありがたくて、児童館でこういうことをやっているのであれば、声をかけて教えてもらおうかなとも思いましたのでとても勉強になりました。

【事務局】 ねりっこクラブにつきましては全校実施ということで、早期に実現をしたいという思いで、日々、取り組んでいます。まだねりっこクラブになっていない学校においては、これまでやってきた地域の特性を活かした取り組みができなくなるのではないかなどといったご不安のお声も聞いています。実施している学校と、実施していない学校とでねりっこクラブのいいところや、ねりっこクラブについてもっとこうしてほしいということなどがあれば、今後の改善につなげるといった意味も含めて情報交換をし、不安を一つ一つ解消していけるように説明をさせていただきたいと思えます。

全校実施ということで、まだ不安を抱いている学校も多いかと思えます。区としましては、周知も含めて、積極的にねりっこクラブのPRはしていきたいと考えています。引き続きよろしく願いいたします。

【座長】 ありがとうございます。同じく学校応援団の関係である委員、いかが

でしょうか。

**【委員】** 当校では、ねりっこクラブを今年から実施しております。私たちが移行した時は、これまでのものをそのまま移行すればいいかと思っていましたが、型にはめようとしても、ぴたっとはまらないところがありました。これから実施される学校については、これまで移行してきた学校のいいところ取りで進めたほうがいいと思います。学校応援団によるひろば開放事業の実施は、平日の三季休業や、土日も今のスタッフの皆さんでやっていけるかどうかという問題があり、最終的には、どうしても継続性という面で不安があると思うので、そのあたりは、応援団と事業者の協業でうまくやっていければいいかと思っています。

**【事務局】** ひろば事業を三季休業中に実施することは、ねりっこクラブを実施するに当たって、多くのお子さんが過ごす場所として必要と考えています。応援団の方だけで三季休業を全部実施するのは、非常に難しいかと思ひ、そういったところについては、事業者の力を活用して、子供のための居場所づくりを実施していきたいというのが、区の考えです。

ねりっこクラブの実施に当たって、最初はスムーズにいかなかったというご意見もございました。そういったところは、今後、ねりっこクラブを実施する学校において活かしていきながら、移行を進めていきたいと思っております。引き続きご意見をいただきたいと思ひます。

**【座長】** ありがとうございます。保護者の立場から、委員お願いいたします。

**【委員】** 北町西小ねりっこ学童クラブの保護者です。うちは娘が2人とも北町西小のねりっこクラブでお世話になりましたので、娘たちから聞いて、学校応援団の活動などは知っていました。学童についてですが、保育園は冬休みや夏休みは縮小して、地域の保育園に集約して保育をする制度があります。学童クラブでそのような取り組みは難しいのでしょうか。

**【事務局】** 学童クラブの中には土曜日のみ合同保育を実施しているところもあります。ただ、その学童クラブの在籍の児童数や、近隣の学童クラブとの距離などを踏まえて実施しているのので、どこの学童クラブでも実施しているわけではありません。

**【委員】** 先ほど、民間学童クラブの話がありましたが、来年4月から大泉北小のそばで地域の住民がスタッフとしてNPO法人を立ち上げ、民間学童クラブ「キッズクラブどろちゃん」を開設します。

私は、大泉北小の学校応援団にずっとかかわっていて、ひろば事業を実施していますが、そこでは賄い切れないぐらい大泉北小は学童クラブの待機児童が多いです。ですので、長年、学校応援団をやってきたスタッフの思いから今回、地域での設立に至りました。

その中で、色々な学童クラブを見せていただいて、こういう学童クラブだったら、こういう人がいたら子供は幸せだななど、すごくためになることや、勉強になることがありました。私たちは地域でずっと活動を続けてきていて、お金よりも自分たちはこうしたいとか、こういう学童をつくり

たいという思いで、来年度からやろうと思っています。今、準備を進めています。一番大事なのは人と人とのつながりだと思っています。どろちゃんという名前も、区から名前を決めてくださいと言われて、困っていたところ大泉北小の校長先生に相談をしたら校長先生がつくったキャラクターのどろちゃんをいただくことができました。

私たちは、定員は少ないですが、あの民間学童クラブに子供を入らせたいと思われるような学童クラブを目指しており、そのような形で子どもたちのために頑張りたいと思っています。

【事務局】 今、民間学童保育施設は全部で13か所ありますが、いい学童クラブをつくっていくために、区も精一杯協力させていただきたいと思っています。

【座長】 続きまして、2番「その他」の(1)「第2次みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン(戦略計画)(素案)」について、事務局からお願いいたします。

#### 【参考資料1について説明】

【座長】 ありがとうございます。皆さんから、ご意見はありますか。

【委員】 私の学校はねりっこクラブを開始して3年目ですが、本校は現在17学級あり、もう一学級増えてしまうと、ねりっこクラブと共有しているスペースがなくなってしまいます。私も校長として、本校の児童数が増え、18学級になったらどうしようかと日々はらはらしているところでございますので、新規に開始する学校の選定に関しては、施設的に余裕があるところから進めていけるとよろしいのではないかなと思います。

【事務局】 まずは学校教育が第一だと、まさしくそのとおりだと考えています。そういったお考え、方針を踏まえながら、教育委員会内で情報を共有し、ねりっこクラブの推進を進めていきたいと考えています。引き続き、ご協力をお願いできればと思っています。

【委員】 基本的には、学校の施設というのはできる限りお使いいただき、眠っているスペースがあってはならないと思っていますし、学校としては稼働率をどうやって上げるかということを考えていくべきだろうと思っています。

夏休みの居場所づくり事業について考えたときに、働き方改革の観点からも豊玉小では夏に3日間、学校閉庁日をつくっています。冬休みも何とか2日間つukれないかと考えていますが、その間は、警備の配置等、構造的な課題があります。そのようなハード面が解決すると、もっと学校の稼働率はよくなるだろうなと考えています。

【事務局】 ハード面の問題は、学校の中に学童クラブを入れさせていただくときに非常に問題になり、今も校内化を図るところでは、児童の安全確保と学校の施設管理をどのように行うか、かなり密に話をさせていただいています。学校ごとに校舎の形も違いますし、動線も違いますので、校長先生や副校長先生と十分に話し合いをさせていただいた上で、進めていきたいと思っています。



【委員】 私は、青少年育成地区委員会の立場でこの場に来させていただいています。私たちは子供たちの安全で健やかな成長を願った委員会なので、課外活動などの支援ができればと思っております。

青少年育成地区委員会では、長期休暇期間に子供たちに募集をかけて、ハイキングやウォークラリーなどをしようという計画を立てています。日常の活動では、学校の保護者の方も少数PTAから出てきていただいています。あとは一般の地域の方たちのご協力なので、毎日子供たちの支援をすることはなかなか難しいのが現状です。ですが、なるべくいろんな行事をつくり、楽しいことで地域を活性化できるよう努めています。

【座長】 広い視野で見た場合のご意見ありがとうございます。副座長から何かございますか。

【副座長】 皆さん、非常に屈託のない意見を聞かせていただきました。私は小学校PTA連合協議会の会長をしておりますが、様々な立場からのご意見が多く出るということはすばらしいことだと思っております。

この1年間、いろんな小学校を見させていただきましたが、今、現場で子供たちと直接接している職員の今何とかしてほしい気持ちと、行政や学校のちょっと先の未来の子供たちのことを考える職員の気持ちです。このタイムラグがあるために意見がぶつかったりすることがありますが、このタイムラグをいかに埋められるのかというのが、おそらく話し合いなのかなと思っております。

ですので、このタイムラグを埋めるというのは非常に難しい課題だと思いますが、皆さん、最終的には子供たちのためという目標はおそらく一緒です。一生懸命やればお互いに理解できる場所もあると思いますし、必ずお互いの心が通じる場所があり、おそらく解決の道につながるのかなと今日も実感しました。

【座長】 最後に、(2)新・放課後子ども総合プランについて、事務局からご説明をお願いいたします。

#### 【参考資料2について説明】

【座長】 ありがとうございます。皆さんからご意見はありますか。

【委員】 参考資料2の新・放課後子ども総合プランのみでなく、参考資料1の夏休み居場所づくり事業にも関連した質問になります。この新・放課後子ども総合プランでは、いわゆる一体型をより進めなさいということが強調されているのは理解できますが、一方で、昨年2月20日に行われた厚労省の全国児童福祉主管課長会議の中で、一体化の取り組みについての留意点について言及しています。いわゆる一体化の取り組みは、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる環境が確保されないおそれもあることから、十分ご留意いただきたいと言っています。加えて、児童が安心して生活できる場としての機能

を十分に担保することと報告されています。

この留意点についてはしっかりと遵守していただきたいなどは思っています。ねりっこ学童クラブを進めるに当たって、いわゆる主体的な遊びだとか、安心して生活できる場として1つの支援単位ごと、練馬だと45名単位になりますが、その単位ごとに、担当、空間、時間、こうしたことをしっかりと区切ることがきめ細かい保育になるのではないかと思っています。改めてこうした点にしっかりと対応するように要望したいと思います。

続いて、児童館ガイドラインの改正も今年の10月にされています。その点から伺いたいのですが、厚労省が出している改正のポイントに、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先」、こうしたことが新たに示されています。加えて、西東京市でも今年の10月から子ども条例というものを施行しています。子どもの意見表明や参加に努めるような趣旨の記述も子ども条例の中には見られます。こうした動きというのは、児童の権利に関する条約というものがベースになっていると思いますが、練馬区として、子どもの意見の尊重や子どもの最善の利益に対してどのように考えているか、また、西東京市のように児童の権利に関する条約、これをベースとした条例を策定するといった動きはないのか伺いたいと思います。

**【事務局】**

3つのご意見のうちの1つ目と2つ目について、私から説明させていただきたいと思います。

まず、1つ目について、国から示された一体型の留意点も含めてねりっこクラブを実施しているかというご意見でございました。私どもとしましては、これまでのねりっこクラブの質を下げるですとか、留意点を無視するといったところは考えていません。定員拡大とともに子どもたち一人一人の、保育、主体性、そして安心できるといったところを含めて、定員拡大を実施しております。

2つ目、担当と空間といったところでのお話がございました。ねりっこクラブは、1つの支援単位を45名以下で実施しておりますが、職員配置基準や面積の基準等につきましては、国の基準をきちんと遵守しながら進めています。

先ほど、担当をきちんと設けて空間を分けてといったお話がありました。空間につきましては、学校のご協力もいただき、使えるお部屋を使わせていただいています。子供たちは放課後の時間を過ごす中で、1つの限られた部屋だけでなく、様々な場所で活動します。そういった中できちんと保育をしないわけですので支援の単位の運用に当たっては、担任制を設けています。

**【事務局】**

続いて、児童館のガイドラインについてお答えします。今回のガイドラインの改正前後を問わず、子供の自主性を尊重する取り組みというのは1つの大きな柱になっております。

児童館の中でさまざまな児童向けのイベントや講座を実施しておりますが、児童たちの希望を実現できるようなカリキュラムの設定に取り組んでいます。中高生を含む児童に自分たちが、どういうカリキュラムをやりたいのかということ問いかけたり、ミーティングをしたり、ガイドラインの前後を問わず、そういう取り組みというのは、日々行っているところです。

次に、子どもの権利条例についてですが、子供の権利を尊重するということは、特に条例を制定する、しないということも問わず、当然のことだと考えています。先ほど、児童館の例も挙げましたが、子供の権利や、子供の意見ということもしっかりと耳を傾けながら、様々な施策を行ってまいります。現時点で子ども条例の制定はございません。

**【委員】** まず、太田課長が答えた部分に関してですが、私が言ったのは、担当、空間だけじゃなくて時間もということによって言っています。区切ることがきめ細かい保育につながると前年度も言ったことなので、また改めて見返していただければと思います。

それから、鳥井課長が答えた部分に関してですが、改正児童館ガイドラインの概要では、この項目が新設されています。児童館の活動内容の部分も、「子どもが意見を述べる場の提供」、「子どもの意見が尊重されるように努めること。児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べるができるようにすること。子どもの話し合いの場を計画的に設け、自分たちで活動をつくり上げることができるように援助すること」となっています。「計画的に設け」と言っていますので、練馬区でもこういった子どもの権利条約の部分について、検討することを要望させていただきたいと思います。

**【座長】** ありがとうございます。本日の議事については以上になります。これで平成30年度第2回練馬区放課後子ども総合プラン運営委員会を終了したいと思います。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

— 了 —